

西小危機対応マニュアル

～家庭での対応～

①台風・暴風(雪)警報・大雨特別警報の時

○登校前(NHKの報道を参照)

- ・6:30の時点で「暴風(雪)警報」「大雨特別警報」が発令中→自宅待機
- ・12:00以前に「暴風(雪)警報」「大雨特別警報」が解除された→登校
- ・12:00の時点で「暴風(雪)警報」「大雨特別警報」が解除されない→休校

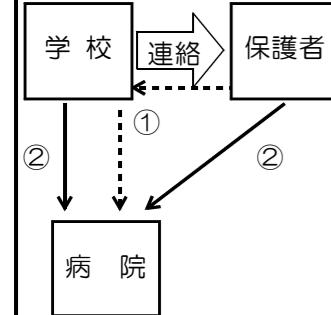
○在校中

- ・午前中は原則として学校にとどめます。
 - ・16:00を過ぎても下校できない場合は、学校より適切な対処をお知らせします。
- ※その他の警報(大雨・洪水)でも、地域の状況により登校が危険と判断される場合は、保護者の判断により自宅待機させてください。(学校に連絡をお願いします)

○「大雨(洪水)警報」発令時は、河川・用水路等の水量が増し、大変危険です。それらに近付かないようご指導ください。

○その他、気象状況により学校が危険と判断した場合は、休校や自宅待機、学校留め置きとなる場合があります。(対応については、メール配信等でお知らせします。)(土砂災害警戒情報や氾濫危険情報が出された場合、避難を最優先する地区が西小学校区にあります。学校が避難所となっている場合は、安全を確保した上で登校させてください。)

③学校でケガをした時・病気になった時

- 学校から保護者に連絡が入る(ケガ・病気の具合を確認する)
- 
- 医療機関を決める。
 - ※救急車対応の時は搬送先病院を確認する。
 - 保険証を持つ。
 - 急を要さない場合は、保護者は学校へ行く。
保護者が、医療機関へ連れて行く(①点線)
 - 急を要する場合は、保護者は医療機関へ行く。
学校が医療機関へ搬送する。(②実線)
 - (救急車を要請する場合もある。)
 - 受診後、結果を学校に報告する。

④校外学習中にケガをした時・病気になった時

- ・学校(担任)から連絡が入る。ケガ・病気の具合
状況を確認する。今後の対応について確認する。
 - ・基本的に学校でケガをした場合③と同じです。
- ※現地が遠距離で、迎えに駆けつけることが難しい場合は学校側と十分連絡をとり、対応してください。(修学旅行・自然教室等)

⑦危険動物の出没・校区での事件発生等

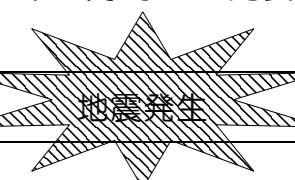
- ・登下校時に危険があると思われる時は、学校より緊急メール連絡を入れます。指示に従って行動してください。

富士宮市立西小学校…26-2029
富士宮警察署…23-0110
西町交番…26-3920

②地震の時

令和元年5月31日より「南海トラフ地震臨時情報」の運用が開始されました。

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まると評価された場合に、気象庁から発表される情報です。



地震発生

南海トラフ地震臨時情報

状況	「調査中」発表時	○「巨大地震警戒」発表時	○「巨大地震注意」発表時	○「調査終了」発表時	震度5強以上
対応	原則として平常の活動を継続 在校時は、引き渡し準備	■原則として休校 ・在校時は引き渡し開始 ・下校できない児童は留め置き	□原則として平常の活動に戻る	■原則として休校 ・在校時は引き渡し開始(安全確認後) ・下校できない児童は留め置き	
	○状況によって、メールにて保護者にお迎えをお願いすることがあります。				
(登下校)	○地震発生時は、揺れがおさまるまで安全な場所で身を守る。家(学校)に急いで避難する。 ○登下校時の安全確保のため、ブロック塀等危険な場所を子供と確認しておいてください。				
留意点	★ 対応については、県からの情報により変わることがあります。その場合、学校からメール配信等で連絡します。 ○引き渡しについては、徒歩で引き取りに来てください。来られないときは代理人をお願いしてください。				

⑤不審者が登校時に出没した時 防犯ブザーの携帯を!

学校へ侵入	登下校時に出没	不審者情報
*安全確保 ※下校が危険な時や子供に動搖がある時は、引き渡しを行います。	□大声で助けを求める、駆け込み110番の家へ避難 ・警察23-0110へ連絡を依頼する。 (時間・場所・状況・不審者の特徴) □学校へ連絡する。 ・動搖が収まってから登校させください。	*一斉メールまたは、電話で連絡、安全確保の依頼 ※危険がある場合は、集団下校・引き渡し等の対応を学校が判断し連絡します。



⑥交通事故が起こった時

- 保護者は、現場に急行する。
- ・状況に応じて救急車要請・応急処置
 - ・(警察)、学校へ連絡
 - ・ケガ人に同行する。
- ※学校職員による現場確認に御協力ください。
(時刻、場所、状況等学校へ連絡する)



⑧感染性疾患の疑いがある時

学校での発症	家庭での発症
学校から連絡があり次第、学校へ迎えに行き、医療機関で受診する。	発症の疑いのある時は登校させないで、医療機関で受診する。
□受診結果を学校へ報告する。	
出席停止の用紙を学校から受け取るかHPよりダウンロードする。 医師の停止解除の指示を受け、停止解除の用紙をもらって登校する。	

インフルエンザに感染した場合

※発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過したら登校可

医療機関を受診し陽性と診断された	医療機関で「インフルエンザ罹患証明書」を記入してもらい学校へ提出する。
自己検査キットで陽性と判定された	第15号様式の3「出席停止解除にかかる証明書」に保護者が検温結果等を記録し学校へ提出する。

新型コロナウイルス感染症に感染した場合

※発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過したら登校可

医療機関を受診し陽性と診断された、又は、自己検査キットで陽性と判定された	第15号様式の4「出席停止にかかる証明書」に保護者が検温結果等を記録し学校へ提出する。
--------------------------------------	---------------------------------------------

⑨富士山噴火警報が発令された場合

- 情報収集に努め、指示に従って避難する。
- ※状況により、下校、または引き渡しを行う。
- 本校学区は、第4次避難対象エリア及び避難を要しない地区になります。

⑩ミサイル発射に伴うJアラートが発令された場合

- 速やかな避難行動
- 正確かつ迅速な情報収集
- ・メッセージが流れたら…落ち着いて、直ちに行動してください。
 - ・屋外にいる場合…できる限り頑丈な建物や地下に避難する。
 - ・建物がない場合…物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
 - ・屋内にいる場合…窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

⑪災害等で長時間停電が発生している場合

- 原則として休校
- ・登校中の場合は、状況により下校、または引き渡しを行う。

ライン5	ライン6	ライン7	ライン8	ライン9	ライン10
杉田3区	阿幸地区	日の出区	青木区	常磐区	青木区
杉田4区	粟倉1区	ひばりが丘区	阿幸地区	二の宮区	馬見塚区
高原区	粟倉2区	富士見ヶ丘区	浅間区	野中1区	上井出区
山本区	粟倉3区	舟久保区	栗居3区	野中2区	上条下区
粟倉4区	万野1区	大中里区	北山1区	猪之頭区	下袖野区
粟倉南区	万野3区	仲山区	北山2区	青木平区	精進川上区
大岩1区	万野4区	神田川区	北山3区	馬見塚区	内野区
大岩2区	万野希望区	神立区	北山4区	浅間区	精進川下区
大岩3区	瑞穂区	北山2区	外神区	猪之頭区	内房第2区
上小泉区	村山1区	北山3区	松山区	北山1区	内房第3区
源道寺区	村山2区	北山4区	万野1区	内野区	内房第4区
小泉1区	村山3区	貴船区	万野2区	田中区	内野区
小泉2区	大和区	黒田区	万野3区	大久保区	内房区
小泉3区	山宮2区	源道寺区	万野4区	外神区	内房区
小泉4区	山本区	小泉1区	瑞穂区	大鹿窪区	内房区
小泉5区		琴平区	三園平区	沼久保区	内房区
小泉6区		木の花区	宮原区	大中里区	内房区
咲花区		咲花区	宮原1区	北山4区	内房区
清水窪区		清水窪区	宮本区	上井出区	内房区
杉田1区		城山区	大和区	大鹿窪区	内房区
杉田2区		神賀区	山宮1区	沼久保区	内房区
杉田3区		高嶺区	山宮2区	根原区	内房区
杉田4区		高原区	山宮3区	下条上区	内房区
杉田5区		高原1区	山宮4区	野中1区	内房区
杉田6区		田中区	山本区	野中2区	内房区
高原区		外神区	淀師区	精進川上区	内房区
田中区		外神東区	淀橋区	精進川下区	内房区
			下羽鮒区	鳥並区	内房区
				長貫区	内房区

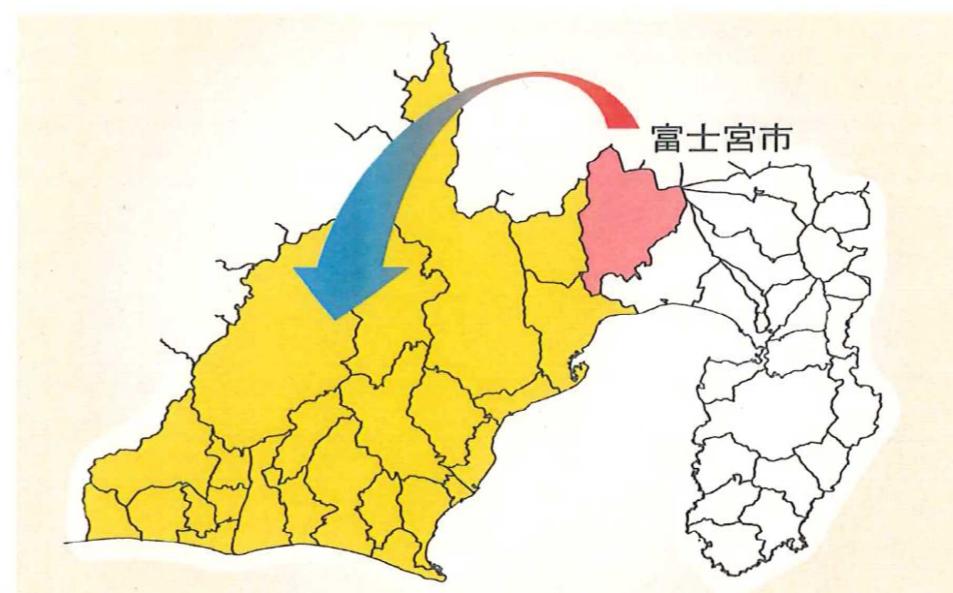
※赤字の地区は、複数のラインにまたがっているため、一部避難となる場合があります。

避難対象エリア別地区名

● 第1次避難対象エリア（噴火ができる可能性が高い範囲）
登山者、観光客、山小屋
● 第2次避難対象エリア (火碎流と大きな噴石の危険があり、溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲)
上井出区、根原区、人穴区
● 第3次避難対象エリア（溶岩流が3～24時間に到達する可能性がある範囲）
粟倉2区、粟倉3区、粟倉4区、猪之頭区、内野区、馬見塚区、上条上区、上条下区、狩宿区、北山1区、北山2区、北山3区、北山4区、芝山区、下条上区、精進川上区、原区、半野区、富士丘区、村山2区、山宮1区、山宮2区
● 第4次A避難対象エリア（溶岩流が24時間～7日間に到達する可能性がある範囲）
青木区、阿幸地区、粟倉1区、粟倉南区、大岩3区、大久保区、大鹿窪区、 大中里区 、 上羽鮒区 、 上柚野区 、 神田川区 、 神立区 、 貴船区 、 琴平区 、 佐折区 、 神賀区 、 下条下区 、 下柚野区 、 精進川下区 、 杉田1区 、 杉田2区 、 杉田3区 、 杉田4区 、 高嶺区 、 外神区 、 外神東区 、 鳥並区 、 西山区 、 二の宮区 、 猫沢区 、 野中1区 、 羽衣区 、 ひばりが丘区 、 福地区 、 富士見ヶ丘区 、 舟久保区 、 麓区 、 松山区 、 万野1区 、 万野2区 、 万野3区 、 万野4区 、 万野希望区 、 三園平区 、 宮原区 、 宮原1区 、 宮本区 、 村山1区 、 村山3区 、 山宮3区 、 山宮4区 、 淀師区 、 淀橋区
● 第4次B避難対象エリア（溶岩流が7日～40日間に到達する可能性が高い範囲）
青木平区、浅間区、内房2区、内房第3区、内房第4区、大岩1区、大岩2区、上小泉区、神田区、黑田区、源道寺区、小泉1区、小泉2区、小泉3区、小泉4区、小泉5区、小泉6区、木の花区、咲花区、清水窪区、下羽鮒区、城山区、杉田5区、杉田6区、高原区、高原1区、田中区、常磐区、長貫区、 沼久保区 、 野中2区 、 野中3区 、 日の出区 、 瑞穂区 、 明光台区 、 大和区 、 山本区

噴火の範囲が拡大し、市街地への影響が想定される場合、第4次A避難対象エリアも避難の対象となる可能性がある。

その際、市内の避難先では収容が困難なため、静岡県中部・西部地域への広域避難を行うことになる。避難先・避難方法については、今後、県及び他市町と調整の上決定していく予定である。



市外避難者の避難先

表5 避難対象外地区等一覧表【参考】

富士山ハザードマップにおいて避難を要しない地区					
貫戸区	星山1区	星山2区	安居山1区	安居山2区	高原2区
野中4区	稗久保区	香葉台区	内房第1区 内房1区	上稻子区	下稻子区
計12区					

富士山ハザードマップにおいて一部避難を要しない地区				
黒田区の一部	高原区の一部	高原1区の一部	野中1区の一部	野中2区の一部
野中3区の一部	大中里区の一部	沼久保区の一部	青木平区の一部	精進川上区の一部
下条下区の一部	佐折区の一部	内野区の一部	半野区の一部	長貫区の一部
上羽鮒区の一部	下羽鮒区の一部	上柚野区の一部	下柚野区の一部	猫沢区の一部
大鹿窪区の一部	西山区の一部	鳥並区の一部	大久保区の一部	内房第2区の一部
内房第3区の一部	内房第4区の一部			
計27区				